

令和7年中標津町議会12月定例会一般質問

通告	質問議員	質問事項
1	10番 宗形一輝 (P2~P4)	1 外国人財誘致推進事業の今後の展開は
2	4番 長渕 豊 (P5~P7)	1 牛ランピースキン病の防疫体制と対応策について
3	8番 佐久間 ふみ子 (P8~P12)	児童生徒や住民の交通安全対策について 1 通学路の安全対策と歩道の整備要望を 2 国道272号交差点に横断歩道の設置要望を
4	7番 山口 雄彦 (P13~P14)	1 町の公共施設に喫茶コーナーのような休憩スペースを
5	15番 松村 康弘 (P15~P17)	1 殉公者追悼式の再構築と参加者増大に向けた働きかけを
6	11番 江口智子 (P18~P21)	1 子宮頸がんワクチンの拡大を
7	3番 栗栖陽介 (P22~P25)	小児予防接種における保護者の意思尊重と価値観の転換(パラダイムシフト)に対応した行政支援について 1 急速に変化する情報社会での保護者意識の尊重を 2 予防接種における丁寧な対応を
8	1番 武田開人 (P26~P32)	役場の開庁時間及び窓口対応時間等の見直しについて 1 窓口利用者の実態把握について 2 職員の勤務時間に対する認識について 3 開庁時間の変更及び短縮について 4 開庁時間の変更及び短縮に伴う代替手段について
9	2番 阿部沙希 (P33~P42)	災害時要配慮者のための支援を 1 災害時要配慮者・避難行動要支援者を地域で守ること 2 北海道との連携・協定および福祉避難先の選択肢に関すること 子宮頸がんワクチンの任意性と明確な情報周知を

令和7年12月定例会一般質問

通告 1

質問 外国人財誘致推進事業の今後の展開は

答弁 事業検証等を踏まえ必要な施策を検討してまいります

10番 宗形 一輝 議員

【質問：宗形 一輝 議員】

10番、宗形一輝です。外国人財誘致推進事業の今後の展開はについて質問させていただきます。

令和7年度をもって委託事業として実施してきた外国人財誘致推進事業が3年目を迎えます。外国人財誘致推進事業は令和5年度よりたくさんの議論を重ねてきており、これまでの3年間で各国において留学・就労しやすいように中標津町が分かるPR動画やパンフレットの作成等の取組で得られた成果や、各国の送出機関の先生の招致・交流等のネットワークを築き上げてきました。



こうした取組を継続・発展させることが、単に人手不足の解消にとどまらず、地域経済の活性化やさらなる多文化共生の推進にもつながるものと考えます。

この事業は留学生の確保を通じて、町内企業の人材不足を解消することを目的に、中標津町のPR活動や現地視察、さらには送出機関の先生方を本町に招くなど、積極的な取組を進めてきました。この3年間は言わば人財確保に向けた種まきが行われてきた期間であります。

しかしながら、3年間の取組にもかかわらず、卒業後の実質的な成果、すなわち町内企業への人財定着や雇用創出といった目に見える効果は十分とは言えません。一方で、本年度においては介護人材の確保に向け、介護保険課や町内事業者がベトナムを訪問するなど、一定の成果に向けた道筋も見え始めており、今後への期待も持てる状況です。

この種まきをした土台を次のステージとして、外国人を少しづつ定着させる事業展開を図っていくべきと考えます。これまでの取組をどのように次につなげていくのか、また、外国人材を必要とする町内企業をどのように継続的に支援していくのかといった点が、今後の大きな課題であると考えますが、次年度以降、どのようにこの事業を活かしていくのか、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：経済部長】

はい。宗形議員御質問の外国人財誘致推進事業の今後の展開はについて御答弁申し上げます。

外国人財誘致推進事業は、人口減少による産業の担い手不足の状況が進む中、岩谷学園ひがし北海道日本語学校の開校を機に、留学生をはじめとした多様な外国人材の呼び込みによる地域振興目的に、令和5年度に創設、令和7年度までの3年間を事業期間として実施しております。

本事業により外国人留学生は順調に増加し、令和6年度には初めて日本語学校卒業生の町内就職が実現しました。事業者からは、外国人留学生のアルバイト就労が事業継続になくてはならない存在であるとの評価もいただいております。

他方、外国人就労者については、農業や建設業、介護サービス業における受け入れが着実に進んでおり、就労に関連する在留資格を有する外国人町民は、本事業の開始時点である令和5年3月末時点の92人から、本年3月末時点で180人に倍増しております。昨年10月には、登録支援機関として外国人就労者の受け入れを行う企業が本町に進出しました。

一方、外国人材の受け入れに係る事業者の理解には乖離があることも事実です。令和6年度に実施した外国人材の受け入れに関する事業者実態調査では、従業員が不足しているという割合約42%に対し、外国人材の雇用を検討するという割合は約30%にとどまりました。

また、外国人の受け入れに向け希望する支援策の設問には、日本語教育や町民との交流など、受け入れた外国人への支援に次ぎ、外国人材の受け入れに関する情報提供を希望する割合が多い結果となりました。外国人材の雇用や定着の促進には、受け入れる側である事業者の理解やニーズが前提であり、さらなる理解の醸成や促進に向けた取組が必要と考えております。本事業の成果は、継続的に顕在化していくものと考えております。

議員御指摘のとおり、これまで築き上げてきた各国の送出機関とのネットワークや受け入れた留学生、醸成された国際交流・多文化共生への理解はいずれも貴重な財産と認識しており、本事業の今後につきましては事業の検証などを踏まえ、これまで行ってきた種まきから萌芽、そして結実に向け、必要な施策を検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：宗形 一輝 議員】

10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。

今御答弁いただいて次年度以降、この3年間の事業検証等を踏まえて、次に進んでいくということですけれども、この次の次年度以降向けて、この事業、私が言ったその課題もありますし町が把握している受け入れ会社のほうの課題等もございます。

その中で次年度以降、目玉のこの事業の本質的な事業をどの辺りを着目して、この課題を解決していくのか教えてください。

【答弁：経済部長】

宗形議員の再質問にお答えしたいと思います。

3年間、これまで築いてきた事業でございまして、その中から得られたこと、現地に赴いて現状把握ですか、外国の送出機関の状況ですか、町内の事業者の考え方なども実態把握も十分させていただきましたので、今後はですね、やはりこれは需要と供給がバランスが重要でございますので、その辺をですね、今後は町内事業者が外国人材を必要としたときに、どのように町が関わっていけるかというその視点をですね、重点を置きまして、各施策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

具体的な内容はですね、令和8年度の予算の中でいろいろとお示しはしていけると思いますが、例えば先ほど答弁で申し上げました民間登録支援機関の協力を得ながらですね、外国人材の雇用に関する相談会の開催ですか、実際に外国人を雇っている事業者の方の相談ですか、今後雇いたいと考えている方の相談、そういう部分を中心に、いろいろと相談も受けていきたいと思っていますし、町内で働いている外国人に対する、やさしい日本語の教室を開催したりですね、そういったサポートもいろいろ展開していかなければというふうに考えているところでございます。以上です。

令和7年12月定例会一般質問

通告 2

**質問 牛ランピースキン病の防疫体制と対応策について
答弁 国の施策を適切に活用できるよう努めます**

4番 長渕 豊 議員

【質問：長渕 豊 議員】

4番、長渕豊です。牛ランピースキン病の防疫体制と対策について質問させていただきます。

ランピースキン病は、ランピースキン病ウイルスによって引き起こされる牛や水牛の病気です。症状は皮膚の結節や水腫、発熱、リンパ節の肥大、粘膜の結節、鼻や目の出血、乳汁の減少、脚の腫れ、跛行などに影響します。特に泌乳ピーク期の乳牛や子牛で症状が重くなり、生産性は低下し経済的被害は大きくなり、また、死亡率1%から5%になると言われています。伝播方法は蚊、ハエ、ダニなどによって機械的に伝播します。

また、汚染された飼料、水、器具を介して感染し、予防と制御は主に感染地域の牛の移動制限、症状のある牛の淘汰及びワクチン接種が行われています。人への感染はなく食肉に対する伝播リスクは無視できるものとなっています。

国内では2024年11月6日、福岡の2農場で国内初となるランピースキン病の発生があり、2025年1月23日現在では福岡県19例、熊本県3例の計22例の発生を確認。疑症牛を含め国内では累計230頭の発症を確認しており、自主淘汰などを進め、現在の発症頭数はゼロ頭となっています。

本病は患畜などの早期発見、殺処分、移動の制限、ワクチン接種等の総合的な防疫対策によって発生及び感染拡大を効率的かつ効果的に防止することが重要となっています。

世界の発生状況はアフリカ42か国、アジア20か国、ヨーロッパ11か国、中東14か国となっており、もともとはアフリカや中東で発生する病気でしたが、アジア地域において感染が急速に拡大しています。

こうした状況を踏まえると、アジア地域から国内へ本病が侵入する可能性が、今後さらに高まることが懸念されます。加えて、今、アジアと結ぶ路線を持つ道東の空港が本年か



ら増便されるとの報道もあり、観光客などの増加による地域活性化は歓迎すべきことではありますけれども、本病の感染リスクが高まるることは否めません。

そこで町長にお尋ねしたいと思います。これらの想定をした上で、当町の基幹産業を守る立場から、どのような対策が講じられるか、お聞かせ願います。

【答弁：経済部長】

長渕議員御質問の牛ランピースキン病の防疫体制と対応策について御答弁申し上げます。

ランピースキン病は日本でも近年注目されている家畜伝染病の一つであり、国内での感染についても認識しているところです。

この疾病への対応については、国を挙げて措置が講じられており、農林水産省が情報提供や防疫対策に関する指針を発表しています。具体的な対策としては、主に国が実施する水際対策、早期発見を促すための監視体制の強化、発生地域の封じ込め措置、さらにワクチン接種などの対策が周知されているところです。

本町としても国の方針を踏まえ、畜産農家への情報提供や防疫対策に関する支援が重要と考えておりますが、具体的には北海道や農協と連携し、ランピースキン病の症状や発生時の連絡体制について畜産農家へ周知を図るとともに、国や北海道が実施している施策を迅速かつ適切に活用できる環境づくりに努めてまいります。

今後も情報収集に努め、本町の安全な畜産環境の維持に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：長渕 豊 議員】

4番、長渕豊です。再質問させていただきます。

現在は冬季に入り吸血昆虫などのリスクは低くなっていますが、当地域においても吸血昆虫はかなりいることから、いつ発生してもおかしくない状況と考えます。

日本への牛ランピースキン病の侵入ルートは、ウイルスを保持した吸血昆虫が風に乗り長距離を移動した可能性や、船舶により運ばれた可能性が考えられるとしています。

こういうベクターなどの吸血昆虫への防除対策として、空港での防疫体制の強化などについてのお考えをお聞かせください。

【答弁：経済部長】

ただいまの長渕議員の再質問に御答弁申し上げます。

本町の基幹産業である酪農を守るため、ランピースキン病への防疫対応につきましては、まず、本町の酪農家への防疫意識を向上させるための家畜自衛防疫組合での勉強会ですとか、ランピースキン病の症状や発生時の対応体制について情報提供を行ってまいりたいと考えております。

また、国内侵入を防ぐ水際対策、うちの場合でいきますと空港がそれに該当するかと思思いますけれども、その対策も極めて重要ですが、やはりそこは国や北海道に対して、より効果的な水際対策の強化を要望するというところが、私たちの今できることかなというふうに考えております。

感染牛が発生した場合は、酪農家の経済的負担を軽減しまして、早期の生産再開を可能にする財政支援についても、併せて国に対して要望してまいりたいというふうに考えております。

やはり空港の中でできることっていうのは、町、一自治体としては限界がございますので、やはりここは国、北海道とともにですね、水際対策、しっかり連携を図っていきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

令和7年12月定例会一般質問

通告3

質問 児童生徒や住民の交通安全対策について

8番 佐久間 ふみ子 議員

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

8番、佐久間ふみ子でございます。通告に従いまして、児童生徒や住民の交通安全対策について2点の質問をさせていただきます。

国道272号道路の交差点を境に、近年、緑町南1丁目には新しい住宅が建ち、子育て世帯の若い御家族が増えています。交差点の北1丁目側にはおそば屋さんやコンビニ、一般住宅が建ち並んでいる住宅地になっており、また、最寄りの小学校、中学校へ通うためには、北側方向にあるため国道272号道路を横断しなければなりません。そのため児童生徒や地域住民の安全確保が喫緊の課題となっています。



質問 通学路の安全対策と歩道の整備要望を

答弁 関係機関と連携し継続して要望してまいります

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

1点目の通学路の安全対策と歩道の整備要求をについて質問いたします。

南1丁目から南2丁目にかけて歩道が未整備の区間があり、児童生徒が車道を歩かざるを得ない状況です。

北海道警察の統計によれば、令和6年までの5年間で小学生の交通事故死傷者の約6割が歩行中に発生しており、特に小学1年生が最多となっています。全国的にも通学路での事故は依然として歩行中であり、令和3年6月、千葉県八街市で歩道のない道路左側端を下校中の小学生の列に大型トラックが衝突し、5名が死傷する事故が発生、その後、各関係機関による通学路における交通安全対策が実施されたところです。

南1丁目交差点から南2丁目の焼肉店までの約70メートル間の歩道が整備されておりません。八街市のようなことが起こっては、取り返しのつかないことになります。この件

について、町長はどのように感じておられるのでしょうか。

町として児童生徒の安全な通学環境を確保するため、未整備区間の歩道整備について、さらに踏み込んだ要望を行うべきではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

【答弁：町民生活部長】

佐久間議員御質問の1点目、通学路の安全対策と歩道の整備要望について御答弁申し上げます。

通学路の安全対策につきましては、地域の状況や危険箇所を事前に確認し、学校と家庭が協力して児童生徒の安全を最大限に確保できるよう取り組んでおります。

御質問にありました国道南側の歩道設置につきましては、国が所管する内容となるため、これまでに釧路開発建設部へ複数回要望してまいりました。その協議の中では、現状としては歩道設置は難しいとの回答を受けておりますが、今後の土地利用状況の変化を見ながら検討していく方針であることが確認されております。

今後も道路管理者をはじめとする関係機関との連携を密にしながら国に対し継続した要望を行い、土地利用状況の変化を踏まえたさらなる検討を求めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：佐久間 ふみ子 議員】

8番、佐久間ふみ子でございます。再質問させていただきます。

ただいまの御答弁で、町としては複数回要望を挙げていただいていることは理解いたしました。そして、現状として歩道の設置は難しいとの回答であるということですが、この中で確認したいのですが、土地利用状況の変化を見ながら検討していく方針であるとのことでございますが、具体的にどのような条件や状況が整えば、歩道設置に向けて検討していただけるのでしょうか。お答えください。

【答弁：町民生活部長】

ただいまの御質問に御答弁申し上げます。

具体的な内容についてということでございましたけれども、私どものほうで具体的にこうなればというところでのほうは確認はしてございません。あくまでも判断しますのが釧路開発建設部ということになりますので、例を挙げますと、開発が進みまして住宅がもっと張りついてくるですか、そういうところは考えられるのかなというふうな認識でおります。以上になります。

【再々質問：佐久間 ふみ子 議員】

再々質問させていただきます。

それでは今現在、新築中の物件もありますけれども、さらにそういう住宅が増えれば、そういう可能性が設置に向けての検討がされるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

【答弁：建設水道部長】

建設水道部長の中野です。佐久間議員の御質問にお答えいたします。

もともとですね、国道の今言われている国道の南側っていうのが、用途地域で言えば都市計画上の白地地域になっておりまして、今用途が設定されている状況じゃないんですね。それでその白地地域に私どもは規制をして家を建てちゃいけないということは言えないものですから、そこにどんどんと家が建っていったという、この状況の変化っていうのが一つあります。

もともとは白地地域ですので、そちら側には住宅張りついておりませんでしたので、歩道がないっていう状況だったんですね。ただ、そこから数年経ちましてポツポツと家が建ち始めました。最初は子どもがいる家族というのが、今現状で私たち押さえているのが小学生が1名、中学生が1名、そして未就学児が3名ということで、その南側だけなんですけども、そういう今状況にあるということを報告しております。

それでその子どもたちが今どういう方法手段で学校のほうに通学しているのかというところでございますけれども、通学については保護者の送り迎え、送迎で行っていると。小学生の歩道のないところを歩かせるというわけにいきませんから、恐らくそういうことでやられていると思います。子ども1人だろうが2人だろうが、子どもの通学路としての安全を守るというのは、これ当然のことですが、今現状としてないところに歩道を設置するというところの判断基準というのは町ができるものではなくて、あくまでも鉄路開発建設部、国の方で、国道ですのでどうしても所管がそうですので、そういう形になってしまいます。

ですので、私どもとしては、子どもの安全を守るためにには要望として、毎年、必要なんだということは訴えていきますけれども、もう少し状況が変わって、都市計画上の用途地域がまた見直しの段階で色づきがされた段階に入りますと、またちょっと状況が変わると思います。ただ、だからといって要望しないかということではなくて、事あるごとにですね、毎回要望していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

質問 国道 272 号交差点に横断歩道の設置要望を

答弁 関係機関へ引き続き要望してまいります

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

8番、佐久間ふみ子でございます。2点目の国道 272 号交差点に横断歩道の設置要望について質問いたします。

緑町北1丁目と南1丁目の交差点はコンビニ、食堂、会社や住宅が建ち並び、地域住民の往来が頻繁です。地元の町内会は令和3年から毎年町に要望書を提出しておりますが、いまだ進展がありません。交通安全教室では道路を渡るときは横断歩道を渡りましょうと子どもたちに教えます。

しかし、横断歩道がありません。このような横断歩道のないケースで、子どもたちにどのようにして交通安全を指導するのでしょうか。

町内の子どもたちや住民が安心して道路を横断できるよう、横断歩道の設置を強く要望すべきと考えます。町長の見解を伺います。

【答弁：町民生活部長】

佐久間議員御質問の2点目、国道 272 号の交差点に横断歩道の設置要望について御答弁申し上げます。

当該交差点における横断歩道の設置要望につきましては、まちづくりに関する意見、地域の課題書においても、緑町町内会様より同様の御意見をいただいているところであります。横断歩道は交通安全施設となることから、本町といたしましても、釧路方面公安委員会へ要望しているところでありますが、歩道と一体的な施設であることから、そもそも歩道がない場所では設置が難しい状況がございます。

当然ながら歩道があった場合でも、交通量や周辺の状況など予算の問題も含めまして、総合的に設置の可否が判断されているものと認識しております。市街地や郊外を合わせまして歩道や信号、横断歩道など、50 件を超える要望となっておりますが、国道における歩道などの課題は国道を所管する釧路開発建設部、信号や横断歩道に関しましては交通安全施設を所管する釧路方面公安委員会へ引き続き要望してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：佐久間 ふみ子 議員】

8番、佐久間ふみ子でございます。再質問させていただきます。

現在、既に5軒の住宅と建築中の6軒目が建っております。そこには先ほど部長より説明ございましたが、そこには小学生の御家族、中学生の御家族や子育て中の御家族にとって、安心安全な環境は本当に重要です。

歩道の整備、横断歩道の設置について、引き続き関係機関に要望していただくとともに、要望が実現するまでの間の子どもたちの安全を守るため、子ども横断注意、通学路であることを促す看板や旗の設置など、暫定的な安全確保策を講じる必要があると考えます。この必要性について、町長のお考えを伺います。

【答弁：町民生活部長】

ただいまの再質問に御答弁申し上げます。

そういうものの部分につきましては、必要なものとして十分認識しているところでございますので、今後どういったものがいいのか、町内会の方々とも相談するですか、そういうところも踏まえまして、検討してまいりたいと思いますので、御理解を賜ればと思います。以上です。

令和7年12月定例会一般質問

通告4

**質問 町の公共施設に喫茶コーナーのような休憩スペースを
答弁 費用対効果で事業者の採算性確保が難しい現状です**

7番 山口 雄彦 議員
やまぐち たけひこ

【質問：山口 雄彦 議員】

7番、山口武彦です。町民の憩いの場所づくりと公共施設の空きスペースの有効活用という観点から質問いたします。

交通センターはバスターミナルとして使用されておりますが、ただ、待合室の売店があったスペースには、現在営業されていない事業者の看板のみが掲げられており、奥には雑多に置かれたテーブルや商品棚が埃をかぶった状態で放置され、まるで廃墟のようになっております。中の職員に尋ねますと、4、5年前から営業はされていないということですが、至急この状態を改善するべきと考えます。



現在、バス路線の再編で実証運行が行われており、来年4月から本格運行された暁には、バスの乗換えにより、このターミナルを利用する方も増えるはずです。今の暗いイメージの待合室ではなく、明るいほうが利用客も喜ぶのではないかでしょうか。

また、総合文化会館や経済センター、町立病院などにも喫茶コーナーのような休憩スペースがありません。もしも喫茶コーナーがあったとしたら、文化会館などで行われた行事の際に、久しく会っていなかった友人知人とのちょっとした時間など、とても便利だと思います。

また、病院に喫茶コーナーと言うと違和感があるかもしれません、ある病院では大手コーヒーチェーン店がロビーの一角で営業しており、病院の診療業務に支障なく、たくさんの利用客で賑わっています。

そこで質問です。公共施設に売店や喫茶店として、町の事業者や大手チェーン店等を募集、誘致する考えはあるでしょうか。

【答弁：町民生活部長】

山口議員御質問の町の公共施設に喫茶コーナーのような休憩スペースについて、代わって御答弁申し上げます。

交通センターの売店跡地の件につきましては、令和2年度より事業者が撤退しておりますが、早急に原状復旧してまいります。

御指摘の総合文化会館や町立中標準病院などの公共施設における売店や喫茶店の開設、事業者の募集、誘致に関しましては、それぞれの公共施設の利用状況や目的などによって異なるものと考えております。

総合文化会館においては、既に町民ホールにテーブル、椅子セットを配置し、自動販売機も複数台あることから、十分にくつろげるスペースが確保されているものと考えております。

また、既存の公共施設において、仮に売店や喫茶店を開設する場合、スペースの確保と改修費用に対する費用対効果の問題があること、そもそも利用者数が少なく、常設におけるテナント事業者の採算性の確保が難しいのが現状であります。

過去において、交通センターや町立中標準病院では事業者が撤退を余儀なくされたケースや大手コンビニ等の誘致も検討したものの、採算が取れないと出店されず断念した経緯もございます。

常設は難しい場合でも、それぞれの公共施設ごとの利用状況や目的などを勘案し、例えば限定的に各種イベント時に物販やサービスを提供するなど、公共施設を利用する町民の利便性の向上を図る余地はあるものと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年12月定例会一般質問

通告 5

**質問 殉公者追悼式の再構築と参加者増大に向けた働きかけを
答弁 平和教育に注力してまいります**

15番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

15番、松村康弘でございます。殉公者追悼式の再構築と参加者増大に向けた働きかけを言うことで質問をいたします。

今年も8月15日終戦の日を迎える、中標津町でも追悼式が行われました。全国戦没者追悼式が国によって行われる式典であるのに対して、当町は殉公者追悼式として、戦後に亡くなった当町の公に殉じて命を失った消防団員の方などを共に慰霊しているところが違います。



さて、私が議員となって20年も経った頃からでしょうか。それ以前は多くの遺族の方が遺影を持参されて会場を訪れ、その遺影を祭壇の両側に展示され、会場は多くの方の遺影で埋め尽くされておりました。その遺影の展示がめっきり少なくなって、亡くなられた方のイメージが湧かなくなり、追悼式を所管する部局に亡くなられた方々の氏名を印刷して会場で配布したらいかがでしょうかと申し上げ、今日に至っています。

一方で私は、殉公者追悼式について参加者の拡大と広報についてという表題で、2019年9月定例会において一般質問をしております。その中で私は、中標津遺族会の会長の言葉に深い感銘と共に感覚を覚えており、多くの町民の方々、特に若い方々のあの慰霊祭に参列し厳かな雰囲気を体験するとともに、関係者や遺族の方々の言葉を直接お聞きし献花することをきっかけに、遺族代表が呼びかける戦争の深い悲しみを語り継ぐきっかけになつていただけないものかと問題提起を行いました。その結果、追悼式前の町広報紙に殉公者追悼式が8月15日に文化会館で行われることや一般の町民の広い参加を呼びかけることが答弁として約束いただき今日に至っています。しかしながら、この度の追悼式、会場中央から右側の遺族席には空席が目立ち、私は強い衝撃を覚えました。戦後80年ですから、当時戦死者を送り出した物心ついた兄弟姉妹、子どもたちは概ね90歳になろうとしている

ます。戦死された尊霊の直系の親族はどんどん亡くなっています。二度と戦争になってはいけないというその思いを、何とか今こそ若い世代にも直接聞いてもらうわけにはならないものでしょうか。

戦後 80 年、今の若者たちは、どれだけ国の求めに応じて戦地に赴いたふるさとの先輩たち、その中には女性もいらっしゃいますが、それをどれだけ我がことに置き換えて考えているのでしょうか。そういう私だって、知った名字の方の氏名を黙読して、私の存じ上げているあの方のお父さんだったり、お兄さんだったりするのかなと思うぐらいで、戦後 80 年、戦争の記憶がどんどん風化してしまいます。この際、祭られている方々にしっかり思いを寄せるように追悼式の内容を再構築し、例えば子どもたちのナレーションで、戦没された方の日時、場所を会場に流し、亡くなられた方々があの慰靈塔の向こうに座している姿を思わせるような会場設営にはならないものでしょうか。

併せて広く町民の参加を様々なレベルで働きかけ、遺族代表の追悼の言葉を生の言葉で聞かせていただく残り少ない機会なのだとということを、強くアピールしていく時期ではなかろうかと考えるものですが、町長はどうお考えになられますでしょうか。

また、教育長にもお尋ねいたします。戦後 80 年、今、戦没者遺族の想いを子どもたちに直接聞いていただけなくて、その機会はいつ訪れるのでしょうか。教育委員会の協力なくして、そして中標津町にある全ての学校の先生たちと生徒たちの深い理解と共感なしには、私のこの度の質問の回答は成就いたしません。

どうかよろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

【答弁：町長】

松村議員御質問の殉公者追悼式の再構築と参加者増大に向けた働きかけにつきまして、御答弁申し上げます。

中標津町殉公者追悼式は、毎年 8 月に開催し、戦病死者や公務中に殉職された消防関係者の方々を慰靈する重要な場として、これまで御遺族の皆様や来賓の方々に御案内し参列をいただいているところですが、令和 2 年度から令和 4 年度の 3 年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により規模を縮小し、御遺族を主とし御来賓の御案内を最小限にとどめる形で実施いたしました。令和 5 年度からは感染症法の分類が 5 類へと移行したことを受け、従来どおりの御案内を再開するとともに、町広報紙により一般参列者の呼びかけを図ったところですが、しかしながら、本年度まで一般参列者数は僅かにとどまる状況です。また、御遺族も高齢化や健康上の理由などから年々減少傾向にあります、今後ますます参列者の減少が懸念される課題であると認識はしております。

戦後80年という節目を迎えた現在、殉公者追悼式には単に犠牲者の慰靈を行う場だけではなく、二度と戦争を繰り返さないという思いを次の世代へ引き継ぐための重要な機会であると考えております。そのため、御遺族の高齢化や記憶の風化が進む今こそ、後世に語り継いでいく努力を一層深め、伝える方法を模索していくことが肝要であると認識しております。

ただし、児童生徒への式典の参加におきましては、夏季休業期間中の学校閉庁日との兼ね合い、御家族の予定を優先することから、広く呼びかける上での課題も併せて存在するのが現状です。

このような状況を改善するためには、式典参列の周知を町民全体に向けた呼びかけを強化する必要があり、町広報紙のほかSNS発信とした広報を通じ、殉公者追悼式の趣旨が広く浸透するように努めてまいります。さらに殉公者追悼式が単なる形式的な行事で終わるのではなく、戦没者への想いを町民全体で共有し、平和を願う場としても意義深いものにするべく、中標津町遺族会やその他式典に関係する方々と話し合いを重ねながら、その上で開催時期や形式の見直しなど、具体的な検討を段階的に進め必要な改善に取り組んでまいる所存でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

【答弁：教育長】

松村議員の御質問に御答弁申し上げます。

子どもたちに戦争の犠牲の歴史や平和の尊さ、そして、我が国のために殉職された方たちのことを遺族の証言等を通じて理解を深めることは、平和を守り続ける意識や町の歴史を語る上で大切なことだと認識しております。

現在、小中学校では学習指導要領に基づき、社会科や道徳等の授業をはじめ、その他様々な取組のもと、戦争や平和についての教育を進めております。町長の答弁にもありましたとおり、現行の追悼式の日程では学校管理下での活動として参加することは難しい状況であると考えております。

しかしながら、いずれも大事なことと理解しておりますので、追悼式や殉公者についての資料を学校に提供し、教育に活かしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

昨今、台湾をめぐる日中関係が緊迫しております。また、この件をめぐり集団的自衛権についてもぜひが取り沙汰されている状況です。このような状況の中ではありますが、今後も子どもたちはもとより、我が国が再び戦火に見舞われることのないよう、平和教育に注力してまいりますので、御理解御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

令和7年12月定例会一般質問

通告 6

質問 子宮頸がんワクチンの拡大を

答弁 ワクチンの効果を見極め検討します

11番 江口 智子 議員
えぐち ともこ

【質問：江口 智子 議員】

11番、江口智子でございます。通告に従いまして、子宮頸がんワクチンの拡大をと題し、男子へのワクチン接種について質問いたします。

令和5年6月定例会において、令和4年4月に積極的勧奨が再開された子宮頸がん予防ワクチンについて質問いたしました。質問当時の接種率は目標に届かず、高校1年生までが7.8%、全体で10.9%でしたが、積極的な周知と公費負担、キャッチアップ期間の延長等により、令和6年度決算では接種をした人は大きく増加し514人であったことが報告されました。



決算審査では令和6年度末までに1回目の接種を済ませたキャッチアップ対象者には、経過措置として令和8年3月末までに3回目の接種を済ませることができるとのことでしたが、これとは別に小学6年生から高校1年生相当の女子は、定期接種として引き続き公費負担での接種が可能です。

翻って子宮頸がんの罹患者数を見れば、原因となるヒトパピローマウイルス、いわゆるHPVウイルスへの感染時期が初交年齢の低年齢化により早まっているなどの理由で、残念ながら緩やかな増加傾向にあります。前回の質問時に子宮頸がんワクチン接種により90%以上の感染予防効果があると答弁いただいたとおり、ワクチン接種と検診で大きな予防効果を得られるがんですので、当町にあっても子宮頸がん由来の不妊等、精神的・身体的負担を負う人を出さないよう、感染拡大防止に努めるべきであると考えます。

ところで、HPVは子宮頸がんのみならず、男女ともに感染するウイルスであり、男性が発症した場合の代表例として、肛門がん、中咽頭がん、尖圭コンジローマなど、男性の健康にも直結していることが知られています。男女接種を広げたことでオーストラリアや北欧では、子宮頸がんの排除が現実的になりつつあるように、公衆衛生的に男女両方が子

宮頸がんワクチン接種をしたほうが全体の感染数を減らせるとして、全国の自治体でも女子と同じく、小学6年生から高校1年生まで限定的ではありますが、男子の接種費用を助成するケースが増えています。

子宮頸がんワクチンは種類によって接種費用が5万円から9万円と高額で、男性の疾病予防効果はほとんど知られていないこともありますし、自費で接種する人はごくまれであると推測しますが、当町においてこれまで接種の実績はあるでしょうか。

また、町が男子への効果を周知し接種費用を助成の上、ワクチン接種の勧奨を行うことで地域の集団免疫効果と長期的な医療費削減効果も期待できると考えますが、町としての見解をお聞かせください。

【答弁：町民生活部長】

江口議員御質問の子宮頸がんワクチンの拡大について、代わって御答弁申し上げます。

子宮頸がん予防接種につきましては、ただいま議員御説明のとおり、助成の対象者は小学6年生から高校1年生相当の女子及び今年度でキャッチアップが終了する平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれで、令和7年3月31日までに1回以上接種した女性となっており、男子の接種へは助成しておりません。

しかしながら、世界では2011年からアメリカなどで定期接種等の導入が始まっており、日本においては定期接種化への議論が進められているところであります。有効性、安全性については一定程度確認されましたが、費用対効果に課題があるということで、薬事承認の状況を注視しつつ議論を継続しているところであります。

北海道内の状況といたしましては、男子に対する助成を行っているのは5自治体で、うち4自治体が全額公費負担となっていますが、助成を行っている5自治体の直近3年間の補助件数は合わせて62件にとどまっています。

なお、当町における男性の接種実績といたしましては、これまで町立中標津病院で1名の方が接種を受けております。

このようなことから、男子への接種費用の助成につきましては、国の議論の方向性を注視しつつ、近隣自治体の状況も確認しながら、男子へのワクチンの効果や副反応、接種が受けられる医療機関等について周知していくたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：江口 智子 議員】

11 番、江口智子でございます。

ただいまの答弁で、男子への周知を行っていただけるということでありましたが、女子へのワクチン接種におきましても、副反応等のネガティブな印象が先に立ち、なかなか接種者数が伸びてこなかつたという実態があります。

そのことを考えても、一般的なホームページや広報等への周知のみでは足りない、何かインパクトのある周知方法が必要ではないかというふうに考えます。

町としてどのように周知をしていただけるのか。

また、町長は男子についてのこの効果について御存じだったか、併せて教えていただきたいと思います。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

男子への効果については残念ながら存じておりませんでした。

【答弁：町民生活部長】

ただいまの再質問について御答弁申し上げます。

広報、SNS等では不十分という御指摘でございましたので、どういったところがいいのか、これから研究してまいりたいと思います。

どのような周知がいいのか、例えばですけれども対象者に対しての郵送ですとか、そういったものも必要なのかなというふうには考えますけれども、いずれにしましても近隣の状況ですとか国の状況を注視しながら検討してまいりますので、御理解を賜ればと思います。以上になります。

【再々質問：江口 智子 議員】

11 番、江口智子でございます。

周知方法については研究をしていただけるということでありました。

さらに答弁の中では、近隣自治体の状況を見てというふうな表現がございましたが、当町はビジネス客や旅客など、近隣自治体の住民等、多く行き交う上、比較的大きな歓楽街を抱えています。

HPVウイルスの多くは性感染であり、国立感染症研究所が昨年取りまとめたHPVワクチンファクトシート追補版では、子宮頸がんのみならず、肛門がん、また中咽頭がんも

増加傾向というふうに報告されています。

当町においては、近隣町に先駆けて検討すべきテーマではないかと考えます。

また、集団免疫、医療費の削減効果のみならず、当町、男女共同参画を非常に積極的に推進しておりますが、この件、男女の性差なく平等公平の観点からも実施すべきではないでしょうか。

そこで周知についての提案なんですが、北海道で男子への助成をする自治体の過去3年間の補助実績、先ほど62件という報告がございました。仮に当町が男子に対してワクチン接種の実施をしたとしても、一気に件数は伸びないと考えられることから、ニーズの見極めと男子への接種の周知方法、公費負担で受けられますということを人数の上限を決めて試行はできないでしょうか。

財源としては、今年度目標であるふるさと納税3億円に届く勢いの、このふるさと納税を充てて、ぜひ実施していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【答弁：町長】

再質問に御答弁申し上げます。

効果についてなんですが、まだ十分な知見が得られていない、我々もそうでありますけれども調査段階でありますので、その調査を見極めた上で、するかしないか等ですね、検討してまいりたいと考えております。以上です。

令和7年12月定例会一般質問

通告 7

質問 小児予防接種における保護者の意思尊重と価値観の転換 (パラダイムシフト) に対応した行政支援について

3番 栗栖 陽介 議員

【質問：栗栖 陽介 議員】

3番、栗栖陽介です。小児予防接種における保護者の意思尊重と価値観の転換パラダイムシフトに対応した行政支援について、2つの質問をいたします。



質問 急速に変化する情報社会での保護者意識の尊重を

答弁 予防接種の重要性等・任意接種（努力義務）を周知します

【質問：栗栖 陽介 議員】

まず一つ目、急速に変化する情報社会での保護者意識の尊重を言うことで質問させていただきます。

現在は、インターネットやSNSが生活に深く浸透し、人々があらゆる情報に瞬時にアクセスできる時代となりました。ワクチンに関する情報についても同様で、正確な内容だけではなく、不確かなものや誤解を招くものまで、多種多様な情報が流通しております。

しかし一方で、以前はフェイクニュース、誤情報として片づけられていた内容が後に事実であったと判明した例も複数存在するなど、情報の真偽に対する社会の価値観そのものが大きく変化しています。これはまさに社会全体がパラダイムシフトの過程にあると言えます。

こうした環境の中で、保護者が小児予防接種に対して不安や疑問を持つことは自然なことであり、その多くは子どもの健康を守りたいという強い思いから生じるものです。

実際、私の身近にも小児ワクチンを接種しないという判断をした家庭があります。その

お子さんは現在高校3年生になりましたが、これまで大きく体調を崩したこともなく、健やかに成長していると伺っています。これは一例であり、一般化はできませんが、保護者が多様な考えを持ち選択をしている現実のあらわれでもあります。

小児の定期予防接種は、かつて予防接種法により義務接種、強制接種として実施されていました。しかし、1994年、平成6年の予防接種改正法により、接種するよう努めましょうという努力義務へと制度が変わりました。この制度変更は保護者の意思を尊重する方向へと舵を切った。子どもの体質や家庭の状況に合わせた選択が可能になった。予防接種は強制ではなく、保護者の判断へと移行したという重大な転換点であり、これも一つのパラダイムシフトと言えます。

しかし現状、小学校から配布される保健センターのプリントには、ワクチンを推奨しますと記載されていながら、任意接種（努力義務）である旨が明記されていないという状況があります。制度として保護者の選択が認められている以上、案内文にもその点を適切に記載することが必要ではないでしょうか。行政にはこうした保護者の不安に寄り添い、安心して相談できる環境を整えていく姿勢が求められます。

社会全体がパラダイムシフトを迎えており、小児予防接種に対する保護者の不安や疑問を軽減、意思を尊重し支援していくためにも、また、予防接種改正法により努力義務となった制度の趣旨を踏まえ、小学校で配布される予防接種お知らせのプリントにも、現行制度どおり、任意接種（努力義務）である旨を明記すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

【答弁：町民生活部長】

栗栖議員御質問の急速に変化する情報社会での保護者意識の尊重について、代わって御答弁申し上げます。

予防接種の対象となる病気につきましては、予防接種の接種目的により、A類疾病とB類疾病に分類されており、B類疾病が個人の予防に重点を置いているのに対し、A類疾病は集団での予防や重篤な疾患の予防に重点を置いております。そのA類疾病に分類されている小児の予防接種につきましては、議員御説明のとおり、かつてのように強制接種ではありませんが、多くの方が予防接種を受けることにより、社会全体が感染症から守られるという目的があるため、努力義務が課せられております。

以上のことから、今後については、予防接種の重要性等及び任意接種（努力義務）であることについて記載を含め周知してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 予防接種における丁寧な対応を

答弁 保健センター内の情報の共有・説明を統一します。

【質問：栗栖 陽介 議員】

3番、栗栖陽介です。2つ目の質問に移りたいと思います。

予防接種における丁寧な対応をと/orうことで質問させていただきますが、保護者から予防接種に関する説明の際、気になる対応を受けたという声が寄せられています。

例えば、予防接種をしていないので早く済ませてくださいと強い口調で言われた。接種しないならもし病気にかかったときに病院では助けられませんよと言われたり、こうした言い方は保護者に不必要的心理的負担を与え、行政や医療機関に対する不信感につながる可能性があります。

また、副反応や免疫反応に対する不安も保護者の中に根強くあります。アレルギー反応やアナフィラキシーショックなど注意が必要な副反応が存在することは事実です。このためメリットとデメリットの両面を丁寧に説明し、中立的な姿勢で寄り添うことが不可欠です。

保健センターは住民に最も身近な医療的相談窓口です。行政として中立的で丁寧な対応を徹底するための研修や指導体制を整える必要があります。保護者が不安を抱かないよう、中立的で丁寧な説明や寄り添った対応を徹底するために、行政としてどのような研修体制や指導体制を整備するのか、お聞かせください。

【答弁：町民生活部長】

栗栖議員御質問の予防接種における丁寧な対応について、代わって御答弁申し上げます。

乳幼児の定期予防接種に関しましては、訪問や各種相談時に保健師からワクチンの種類や接種の時期等を説明しており、また、個別での相談についても都度対応しておりますが、その際、保護者の希望により接種するかしないかを選択できることを説明しており、接種する場合は対象となる医療機関での予約、受診を行っていただいております。

また、各予防接種の予診票には、保護者の同意欄が設けられており、接種時には説明書の配布や医師からの説明を受けた上で接種を行っております。

議員御指摘の気になる対応を受けたという点につきましては、日頃より十分注意しているところではございますが、今後ともそのようなことのないよう、接種対象者本人や保護者に対して親切で丁寧な説明を心がけ、寄り添った対応に努めてまいりますので、御理解

を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：栗栖 陽介 議員】

3番、栗栖陽介です。再質問させていただきます。

先ほどの御答弁では、丁寧に説明している、寄り添った対応に努めているとの御説明でした。

しかし、実際には保護者からは強い口調でせかされたといった声が複数寄せられており、行政の認識と現場の実際の受け止めに明らかなギャップが生じております。

例えば他町の例を挙げますと、保健師と保護者間で大喧嘩になったことがあるとも聞いております。それでも保健師さんの皆さんのが限られた人数で多くの業務を担い、負担が大きい状況にあることも、私としても重々承知しております。

その上で申し上げますが、実際には子どもに小児ワクチンを打たせたくないと考える保護者もあり、これはまさに子どもの命と健康に関わる大きな決断であるため、なおさら丁寧で中立的な説明が求められるものです。

そこで伺います。今後起こりうる可能性があるトラブルを防止、保健師を守るために国の制度を正しく保護者へ伝えるために、説明内容のばらつきをなくし不安や誤解を生まないためにも、町として説明内容の基準となる書面でよろしいので、しかも保健センター内で共有ということでもよろしいのですが、そのお考えはございませんでしょうか。

【答弁：町民生活部長】

ただいまの栗栖議員の再質問に御答弁申し上げます。

保健センター内で情報の共有、それと説明についての統一ということで御質問でございましたけれども、当然その部分については考えてまいらなければいけないというふうに、こちらでも考えてございますので、今後においては対応させていただきたいというふうに考えております。以上になります。

令和7年12月定例会一般質問

通告 7

質問 役場の開庁時間及び窓口対応時間等の見直しについて

1番 武田 開人 議員

【質問：武田 開人 議員】

1番、武田開人です。通告に基づきまして、役場の開庁時間及び窓口対応時間等の見直しについて質問させていただきます。

まず、本町の人事費について申し上げます。先日、令和6年度の決算審査を終え、令和6年度については人事院勧告に基づく給与改定等の影響により、前年度比で約1億円の負担増が生じております。これは必要な処遇改善であることは理解しますが、町財政に与えるインパクトは決して小さいものではありません。



一方で先日の委員会の中で財政状況について説明があり、本町は令和8年度から令和12年度までの中期的な人事費見通しとして、完全な同額の横ばいで推移する計画を示しています。

しかし、その根拠は説明されている中では、デジタル化の推進により業務効率が向上するためという極めて抽象的な検証可能性に乏しい内容と、定年退職による職員減少という消極的な内容にとどまっています。

デジタル化の推進については現状、具体的にどの業務がどの程度効率化され、何人分の業務削減効果が見込めるのか定量的な裏づけは示されていません。人事費は町の根幹的な支出であり、増減の根拠が曖昧なまま計画を立てるのは財政運営として相当リスクが高い判断です。

だからこそ、私は本町の行政サービス体制そのものを、より合理的に再設計する必要があると考えています。その一環として、中標津町役場の開庁時間及び窓口対応時間の見直し、特に時間短縮の必要性について質問いたします。

他自治体の動向について、例えば足利市では来庁ピークに職員を集中させることで住民対応の質を上げること。また、内部事務のため集中時間帯を確保しミスの減少と処理速度向上すること。さらに既存人員でサービスの質を維持・向上する体制を整備するといつ

た明確な目的を持ち、窓口時間の見直しを行いました。受付時間短縮がイコール、サービスの後退ではなく、限られた人員で最大の行政サービス品質を維持するための設計として取り組んでいる点が本質です。

本町も人口構造の変化に伴い採用確保の難化、また事務の専門家や複雑化、さらに多様な働き方による住民ニーズの多様化、これらは避けようのない現実です。そこへ人件費の増加と横ばい見込みの根拠の曖昧さが重なります。

だからこそ、働き方を含めた行政運営の設計そのものを見直す必要があります。開庁時間の縮小は、その現実的な選択肢の一つであると考えております。

以上のこと踏まえ、以下の4点について質問させていただきます。

質問 窓口利用者の実態把握について

答弁 方法を検討し実態把握に取り組んでまいります

【質問：武田 開人 議員】

1点目、まずは本町の窓口業務について、時間帯別の来庁ピークの実態把握を行っているか質問させていただきます。

【答弁：総務部長】

武田議員御質問の役場の開庁時間及び窓口対応時間等の見直しについてにつきまして御答弁申し上げます。

近年の人事院勧告では、民間企業における初任期を含む給与水準の大幅な引上げを反映し、これに伴い本町の人件費は増加傾向にあります。

その結果、町財政への影響もあることは事実であり、併せて行政課題の複雑化・多様化への対応や厳しい人材獲得競争といった観点からも、役場の開庁時間及び窓口対応時間の見直しは検討が必要であると認識しておりますが、併せて議員御指摘の限られた人員で最大の行政サービスの維持を目指し、行政サービスの体制そのものを合理的に再設計するという御提言につきましても、重く受け止めるところでございます。

その上で1点目の御質問、窓口利用者の実態把握についてでございますが、現時点では時間帯別など窓口対応件数を把握するための具体的な調査を行っておりませんが、開庁時間の見直しを行った自治体における動向からも、ピークの時間帯や客層、また来庁の目的などの実態を具体的に把握する必要があると考えておりますので、その方法などを検討の上、準備出来次第、実態把握に取り組んでまいりたいと考えてございます。以上です。

【再質問：武田 開人 議員】

1番、武田開人です。ただいまの御答弁の中で、現状の来庁のピークの実態把握は行われていないという御答弁ありました。現状ですね、ホームページを調べれば分かるんですが、現状の本町役場庁舎の開庁時間、開庁から閉庁するまでの時間、窓口の対応時間と、その時間となっている根拠について伺ってもよろしいでしょうか。

【答弁：総務部長】

再質問に御答弁申し上げます。

役場の開庁時間っていうのは基本的には条例でも何でもございませんで、あくまでも職員の勤務時間が8時半から17時15分までというのが規則で定まっておるところでありまして、それに合わせて開庁時間も合わせているというのが現状でございます。

【再々質問：武田 開人 議員】

1番、武田開人です。再質問させていただきます。

今の御答弁の中で、職員の方の勤務時間に合わせて、開庁時間を設定しているという点、こちら恐らくかなり以前から続く体制となっていて、全く変わらないところとは思うんですが、現在ですね、コンビニでの証明書の交付であったり、本庁舎1階でもですね、機械を操作しての証明書の交付等、実際そういった代替の手段はですね、多く整備されておりまして、かなり状況が変わっているところというふうなことは察しております。

こちらについてですね、例えばコンビニ交付や本庁舎1階の端末での証明書の発行数、例えば住民票に限ったものでも構いませんが、こういったところは把握されているのか、こちらの点、質問させていただきます。

【答弁：総務部長】

御質問に答弁申し上げます。

コンビニ交付の実績でございますけれども、令和6年度の実績でございますけれども、コンビニ交付は住民票と印鑑証明の写しが交付できるんですが、この2つの発行、令和6年度の発行総件数中、うち26.1%がコンビニでの交付となってございます。

また、令和7年度におきましては、10月末現在におきましては、全体発行総数の33%がコンビニの交付となっておりますので、計数的にはかなりコンビニ交付が利用されているというふうに認識してございます。

【再々再質問：武田 開人 議員】

ただいまの御答弁の中でコンビニ交付が 20 数%から 30%程度あるということで、こちら大変窓口業務を縮小するきっかけとしてはいい数字なのではないかなと思いまして、ぜひともこういった数字も正確に把握していただきながら、窓口業務、こちらの短縮等検討していただければと思います。

質問 職員の勤務時間に対する認識について

答弁 負担軽減と公務能率向上に組織的に取り組んでまいります

【質問：武田 開人 議員】

1 番、武田開人です。職員の方の内部事務に充てる時間の不足や職員の超過時間の現状について、どのように把握しているか御答弁をお願いいたします。

【答弁：総務部長】

武田議員御質問の 2 点目、職員の勤務時間に対する認識についてにつきまして御答弁申し上げます。

窓口対応の前後に発生する準備や事後処理につきましては、各担当が時間配分を工夫し、効率的な業務遂行に取り組むことで、平時においては極力、時間外勤務とならないよう対応しているところでありますが、転入・転出の多い年度替わりのほか、各担当ごとの繁忙期においては勤務時間外での対応をする時期があることも事実でございます。

運用中の勤怠管理システムでは、月 35 時間など一定量の時間外勤務を行った場合に、当該職員とその上司にもアラートが表示される仕組みとなっておりますが、令和 6 年度において、そのアラートの対象となった職員は全体の約 4 分の 1 を占めており、決して少くない状況だと認識しております。

効率的・効果的な行政運営を目指す中、職員の配置につきましては年間を通じて必要な人員を考慮の上、配置するものと考えておりますが、部署ごとの繁忙期には一時的な時間外勤務の増加もありますので、その縮減に向け取り組む必要もあると考えてございます。

既存の制度といたしましては、部署を越えた繁忙期における職域研修制度がございますが、改めて本制度の積極的な運用や生成 A I の活用による業務効率化に向けた研修機会の提供などをはじめ、職員の負担軽減と公務能率向上のため組織的に取り組んでまいりたいと考えてございます。以上です。

【再質問：武田 開人 議員】

1番、武田開人です。再質問させていただきます。

ただいま御答弁の中で、35時間以上の超過勤務により勤怠のアラートが出ている職員が4分の1程度存在しているということで、これは大変多い数字だと思います。

こういったところの改善のために職域研修や生成AIの活用といったところで、業務の効率化等、推し量っていくという御答弁でございましたが、次の質問にも関連するのですが、こちらについてですね、開庁時間の見直し・短縮、これによってですね、今の業務の効率化につながるのではないかと思うのですが、この点、いかがお考えでしょうか。

【答弁：総務部長】

御答弁申し上げます。

時間外勤務の抑制、時期的なもの、経常的なもの、開庁時間、閉庁時間の間際に伴うもののいろいろな状況ありますけれども、時間外勤務の縮減につきましては、後段の質問にもございますとおり、代替手段の確保ということも含めまして、前段の御質問にもあった、役場に必ずしも来なくともコンビニで交付ができる手続をどんどん増やしていくですか、また、生成AIの活用によりパソコンに向かう時間を少しでも少なくするような、そういう研修も含めてですね、職員の能力を向上ということも合わせていくべきものというふうに考えております。以上です。

質問 開庁時間の変更及び短縮について

答弁 検討を始める時期にあると考えています

【質問：武田 開人 議員】

1番、武田開人です。3点目の質間に移ります。

足利市のように住民サービスの品質の向上や人件費の削減の観点から、開庁時間短縮を検討する必要があると考えていますが、こちらについて見解はいかがでしょうか。

【答弁：総務部長】

武田議員御質問の3点目、開庁時間の変更及び短縮についてにつきまして御答弁申し上げます。

開庁時間の短縮につきましては、他自治体での実施動向も承知しております、検討を始める時期にはあるというふうに考えてございます。

議員御指摘の足利市においては、住民対応の質を上げる、また、内部事務のための集中時間帯を確保しミスの減少と処理速度向上といった目的のもと実施されておりますが、地域性や自治体の規模などを考慮した場合、北海道内の先進事例も参考になると考えてございます。具体的には、道内では室蘭市、紋別市、深川市、そして近隣では標茶町におきまして、同様に職員の働き方改革と開庁時間の短縮により生まれた時間を政策立案などに充てることによる住民サービスの向上を両立させることを目的として、職員の勤務時間を変えずに窓口受付時間を短縮する取組が導入されております。

これにより職員の業務負担の軽減や時間外勤務の縮減に伴う人件費の抑制が期待されることから、本町においても同様の方向性での検討を進めることが想定されますが、1点目で御答弁申し上げました窓口利用者の実態把握や4点目の御質問にあります代替手段の確保など、本町の状況に適した形を慎重に判断すべきとも考えてございます。

いずれにいたしましても、行政の効率化と町民の利便性向上のバランスを図りつつ、目指す姿に向けて検討に着手してまいりたいと考えてございます。以上です。

質問 開庁時間の変更及び短縮に伴う代替手段について

答弁 業務効率化と町民の利便性向上に向け取り組んでまいります

【質問：武田 開人 議員】

1番、武田開人です。4点目の質問に移ります。窓口時間の短縮による不便を補うため、オンライン申請や予約制の拡充、また限定的な夜間窓口など、代替手段について検討、強化する考えはありますでしょうか。

【答弁：総務部長】

武田議員御質問の4点目、開庁時間の変更及び短縮に伴う代替手段についてにつきまして御答弁申し上げます。

開庁時間の変更及び短縮に当たりましては、町民の利便性低下を招かぬよう、受付時間の短縮を単独で先行させるのではなく、オンライン化をはじめとした対策と一体的に検討する必要があると認識しております。

オンライン手続等の環境構築は単なる代替手段ではなく、今後の窓口対応の在り方を見直すための前提条件と捉えておりまして、デジタル化による業務効率の向上を実現することで、窓口受付時間の短縮が効果的な行政運営の実現につながるものと考えてございます。

これは先進自治体にも共通しております、標茶町が証明書などのコンビニ交付率が高

まっていることを短縮の根拠の一つとし、紋別市もデジタル技術等を活用した来庁しなくてもよいサービスの充実とセットで時間短縮を実施しております。このように導入自治体においても、オンライン申請やコンビニ交付の利用を促進した上で短縮を導入していることから、本町におきましても窓口受付時間の短縮を念頭に、必要となる環境整備について調査検討を行い、業務の効率化と町民の利便性向上が図られる環境に向け取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、予約制の導入ですが、税の確定申告において、令和6年2月から予約制を開始し、来庁者の分散に一定の効果を上げているところでもあります、他の手続等につきましても可能なものがあれば検討してまいりたいと考えてございます。

また、夜間休日窓口の開設につきましては、現状、マイナンバーカードや納税相談に係る対応はしているものの、その体制を拡充することは職員の時間外対応や勤務体制の変更を要し、ワークライフバランスの観点からもなじまない側面もあるため、また、今後目指すオンライン化の形態により、るべき体制も変わってくるなどを踏まえ、その範囲については慎重に判断したいと考えてございます。

今後、オンライン化の環境整備を前提とする取組を進め、行政の効率化と町民の利便性向上のバランスを図りつつ、住民サービスの向上と職員が事務に集中できる時間の確保という両立を目指し検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

令和7年12月定例会一般質問

通告 7

質問 災害時要配慮者のための支援を

2番 阿部 沙希 議員

【質問：阿部 沙希 議員】

2番、阿部沙希です。災害時要配慮者のための支援をについて質問いたします。

当町は防災への意識が非常に高く、地域防災リーダーの育成や各種防災事業など、日頃から災害への備えに積極的に取り組んでおられます。こうした取組は、町民の安全を守る上で大変心強く誇るべきことです。

しかしながら、その防災の枠組みの中にいるのは、いわゆる一般の町民であり、災害時要配慮者に特化した訓練や施策については、まだ十分に整っていないのが現状ではないでしょうか。

内閣府は避難情報に関するガイドラインとともに、福祉避難路の確保・運営ガイドラインを公表し、2021年5月に改定を行っています。当町の災害時要配慮者に該当する対象者は在宅生活者で、身体障がい1から2級、知的障がい療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級、要介護3以上の方々を合わせました、およそその数で329名ほどとお聞きしました。

当町では社会福祉協議会と連携し、総合福祉センタープラットを福祉避難所に指定しています。しかし、有事の際は、まず社会福祉協議会としてプラットではボランティアセンターが開設されます。そして、後に福祉避難所が必要とされる人がいる場合に福祉避難所が開設されます。有事の際はこの329名というおおよその数字も変動するものと認識しておりますが、プラット内で2つの合わせた機能を果たすことは、とても困難が伴う状態だと想定されます。

また、ボランティアセンターが機能する中で、一時も目を離せない人や千差万別に一人一人必要な支援が違う災害時要配慮者を、そのような環境で福祉避難所として機能し見守りサポートすることにも大きな課題と困難が伴います。どのように情報を伝え、誰がどの要配慮者を誘導し、どの職員・専門職が支援に入るのか、想定する人数に対する受け入れ



体制は十分なのかといった実運用に踏み込んだ仕組みは、まだ検証や訓練が不足しているのではないでしょうか。

実際、胆振東部地震の厚真町を震源とした地震の際には、高齢者については介護施設が稼働できたため一定の避難生活が維持されました。しかし、内部障がいのある方など特性に応じた環境が必須となる方々等、厚真町でも自宅で過ごすしかなかった災害時要配慮者がいました。避難所に行きたくても行けない人が一定数必ず存在します。障がいの特性や感覚の違いは千差万別です。こうした方々は自宅にとどまる以外に選択肢がないケースが多いのが現実です。

しかし、自宅が全壊・半壊となれば、その前提も崩れます。また、意思疎通が難しい方、視覚・聴覚に障がいのある方、移動が困難な方など、支援の手が届きにくい人ほど支援が必要なのに支援につながらない状況に陥りやすくなります。

だからこそ、特性に応じた支援訓練の実施、専門職を巻き込んだ連携体制、個別避難計画など、平時からの準備が不可欠であると考えます。自分の身は自分で守れない、より支援が届きにくい情報弱者、社会的弱者、声をあげられない人、特別な配慮を必要とする生命をどう守るのか。

近い未来には根室、釧路沖で震度7クラスの地震が起こると防災に備える中で、この視点を防災の中心に据えるべき時期に来ているのではないでしょうか。

そこで以下の点について2点に分けて伺います。

質問 災害時要配慮者・避難行動要支援者を地域で守ること

答弁 登録台帳のさらなる整備と支援機関との連携を深めます

【質問：阿部 沙希 議員】

まず一つ目の質問です。災害時要配慮者・避難行動要支援者を地域で守ることについて、当町における災害時要配慮者の対象者329名のほかにいる対象者で、70歳以上の独居高齢者と高齢者夫婦世帯に災害時用の台帳を登録し毎年更新していると伺いました。民生委員や希望のある管理ができる町内会と協議会へ台帳を提供したり、消防や警察等の機関にも情報提供はしているとのことです。

内閣府は2013年と2021年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の名簿作成が義務づけられ、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成は市町村の努力義務となりました。作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供について、個人情報保護条例との関係を整理の

上、規定を新設していますが、当町では避難行動要支援者の名簿作成や個別避難計画の活用など、地域で守ることに関する整備面はどのように進展しているか伺います。

【答弁：町長】

阿部議員御質問の災害時要配慮者・避難行動要支援者を地域で守ることについて、御答弁申し上げます。

平成 23 年に発生した東日本大震災を教訓として、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられ、さらに令和 3 年の同法の改正により、市町村に要支援者ごとの個別避難計画の作成が努力義務化されました。

本町の避難行動要支援者名簿の作成におきましては、名簿作成の義務づけ以前より、災害時要支援者台帳整備として、災害時において家族等の支援が困難で、何らかの助けを必要とするひとり暮らし高齢者等が避難支援を地域の中で受けられ、安心・安全に暮らすことができるよう、毎年、災害時要支援者台帳の登録を促し、登録に同意を得られた方のリストを作成し、この情報を民生委員児童委員や町内会などと情報共有することで共助の体制づくりを推進し、また、災害時に限らず平時の声掛け、見守り活動に役立てられるとして取り組んでおります。

毎年町内会に台帳提供する際には、台帳提供への意向や情報管理の仕方を確認した上で提供し、町内会での支援体制の構築状況を把握するためアンケートも実施しております。昨年度のアンケート結果では、支援者等の選定や町内会独自の支援体制の計画・検討が行われている町内会もあり、現在 19 町内会が要支援者台帳を活用している状況であります。

一方で個別避難計画の作成については、在宅で生活する重度の障がい者、要介護者、独居高齢者などの中で、災害時に自力で避難することが困難な要支援者が安全かつ迅速に避難できるよう、避難場所、避難経路、支援者の確認などを対象者本人の同意のもとで計画するものです。ただし、避難支援者の特定担い手のマッチングに困難さもあり、現在の作成件数は 2 名分と限定的な状況にあります。

今後、個別避難計画の作成を推進するためには、支援担い手とのマッチングや周囲の状況の把握が重要であり、そのため、福祉・介護の専門職をはじめ、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係者と連携を密にし、また、有識者からの助言を得るほか、他市町村の取組状況の把握、情報収集等を引き続き行い、計画作成の推進に向けて努力してまいりたいと考えております。

災害時要配慮者を地域で守ることは、共助の体制づくりが重要となりますので、登録台帳のさらなる整備と地域の支援機関との連携を深めていく考えでありますので、御理解を

賜りたいと存じます。以上です。

質問 北海道との連携・協定および福祉避難先の選択肢に関するこ

答弁 関係機関との連携強化・実効性の高い支援体制構築に努めます

【質問：阿部 沙希 議員】

2番、阿部沙希です。2つ目の質問に移ります。北海道との連携・協定及び福祉避難先の選択肢に関するこことについてです。

大地震の際は、まず最寄りの避難所へ避難することが最前提です。そこから避難所ではとどまれない方を福祉避難所へ振り分けが行われます。

社会福祉協議会では、まずボランティアセンターが設置されるため、指定されてはいるものの、すぐに福祉避難所の開設は見込まれていないので、多くの混乱が起こるのではないかでしょうか。特別支援学校とも令和5年7月に協定を結んでいるとお伺いしました。しかしながら、特別支援学校にいる生徒さんの安全を確保した上で受け入れが決まるところで、必ずしも使用や利用ができるとは限りません。

社会福祉協議会以外のほかの選択肢として、専門人材や設備が整っている町内の特別支援学校の使用、障がい者就労支援施設、放課後等デイサービス、児童デイサービスが使用の対象にできるのか、道との連携や協定の状況について伺うとともに、災害時利用の可能性について伺います。

【答弁：町長】

阿部議員御質問の北海道との連携・協定及び福祉避難先の選択肢に関するこことについて御答弁申し上げます。

災害時要配慮者の避難では、安全の確保と心身の負担軽減を重視し、可能なら自宅での在宅避難を優先とし、自宅が危険な場合は一般避難所へ、その後状況に応じて福祉避難所が必要と判断された際は、対応が必要な方から順に福祉避難所へ移動をしていただきます。

指定避難所及び福祉避難所は災害発生時に自動的に開設されるものではなく、被害状況、避難状況、気象情報及び福祉的ニーズ等を町が総合的に勘案し、必要性が認められた場合に開設いたします。

災害ボランティアセンターは、災害発生直後の緊急対応が終了した後、災害規模や被災者のニーズ、ボランティアの安全確保を考慮し、発災数日後に町が社会福祉協議会へ開設を要請するものです。

福祉避難所の運営における北海道との連携ですが、福祉避難所では一般の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れることから、要配慮者の健康状態や生活状況を継続的に観察し適切な支援を行うために、専門性を有する保健師などの人員の配置が必要となります。

要配慮者の健康管理を継続的に行うには、町職員だけでは対応することが難しい場合が想定され、このため大規模災害が発生した際には、要配慮者への福祉的支援を担う北海道災害派遣福祉チームを要請いたします。

また、民間との連携協定については、要配慮者などへの宿泊施設の確保を目的として民間宿泊施設と協定を締結しており、宿泊場所を借り上げることで避難先を確保する取組を行っております。

現在、福祉避難所としては中標津町総合福祉センター1か所を指定していますが、高齢化が進展する中で、要介護認定者の増加が見込まれることから、福祉避難所の受入れ先の選択肢を増やす必要性は非常に重要と認識しており、町内のその他の社会福祉施設の規模や定員数、人員体制などを踏まえながら、事業所開設団体や各施設の御意見をお聞きしつつ、福祉避難所の拡充に向けた取組に努めてまいりたいと考えております。

町といたしましても、要配慮者の安全と安心を確保できるよう、平時から関係機関との連携を強化し、実効性の高い支援体制の構築を引き続き模索し改善に努めていく所存でございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

【再質問：阿部 沙希 議員】

再質問させていただきます。2番、阿部沙希です。

全体を通して、この災害時要配慮者のための支援をに関する御答弁は、大変丁寧で今後の取組に期待しております。その中で1点だけ、この一般質問で災害時要配慮者の存在や福祉避難所に関して、スポットライトが大きく当たったことかと存じます。

近年はこの福祉避難所とても関心が高く、整備管理面で動き出している自治体が全国で広がっているところであります。ぜひ担当の職員の方々に赴いていただけたらと考えるのですが、取組のある先進自治体の視察や研修に行くなどノウハウを学ぶ機会などを設けて、中標津町での今後の支援体制の構築や取組等に励んでいただけないかと。お調べしたところでは宮城県、福島県、長野県、神奈川県、愛媛県、高知県などの自治体の多くで制度の整備に取り組まれております。

今後、職員の方々の視察研修を行う考えがあるか、この1点だけお伺いいたします。

【答弁：町長】

災害時の対応につきましては、いろんなことがもちろん想定されますし、常にですね、今後も我々勉強して研究してまいりたいと考えております。以上です。

質問 子宮頸がんワクチンの任意性と明確な情報周知を

答弁 任意接種を大前提として周知の工夫に努めてまいりたい

【質問：阿部 沙希 議員】

2番、阿部沙希です。子宮頸がんワクチンの任意性と明確な情報周知について質問いたします。

子宮頸がんはヒトパピローマウイルス、HPVへの感染が主な原因とされています。HPVはごくありふれたウイルスで性的接触を通じて感染すると言われています。WHOの発表によると、全世界で1年間に発がん性HPV、将来的にがん化するリスクが高いとされるヒトパピローマウイルスに感染する女性の数は3億人。日本でも8割の女性が一生のうちに1度は発がん性HPVに感染すると言われています。多くの場合、感染しても90%は2年以内に自然排除され、発がんとは関係なく終わります。3億人の感染者の中では0.15%にすぎません。多くの場合、ウイルスは自然に体から排除され正常な細胞に戻ります。要するにHPVとは大部分の女性が感染するありふれたウイルスであり、感染した人のうち99.85%は病氣にもならず自然に治癒してしまうか、少なくとも子宮頸がんには悪化しないというWHOの統計が物語っています。

HPVワクチンについては、2013年に接種後の痛みや運動障害、記憶障害、痙攣、自律神経症状などの報告を受けて、積極的勧奨が中止されました。しかし、専門家による検証を経て、2021年11月から8年ぶりに積極的勧奨が再開されています。現在は国によるキャッチアップ事業も並行して進められ、予防策の一つとして接種が推進されています。

一方で接種後の体調不良や副反応を訴えるケースがあることも事実であり、全国では訴訟も提起されるなど、安全性や因果関係をめぐる議論は続いています。

特に知っておくべき点として、接種部位の痛みは68%に見られ、腫れ・赤み・頭痛・発熱など比較的頻度の高い副反応もあります。重篤な副反応は非常にまれとされておりますが、病名と症状はワクチン添付文書にも明記されています。後遺症としては体が痛み、記憶を失い、歩けなくなり、痙攣を起こし、車椅子生活になった若者たちがいます。治療法もなく体の痛みや発作的に起こる痙攣で自由に動かない体を抱えて、青春を失った10代、20代を生きている女性たちの今と未来は決して他人事ではなく、自分に起こってい

たかもしれません。

一方でHPVワクチンには、将来の子宮頸がんを予防するという大きなメリットがあることも周知されています。だからこそ、接種はメリットとデメリットの両面を理解した上で、本人と保護者が納得して選択することが重要です。

実際、接種のきっかけとしては、家族の勧めや自治体の情報提供が多く、認知経路も周囲の人の話や自治体からの郵便物を中心にあるとされています。行政としては接種を推奨するだけではなく、任意接種であること、メリットとリスクの両方を丁寧に示すこと、12歳前後の子どもが自分の意思で判断できる環境を整えることが求められていると考えます。

また、HPVワクチンの添付文書を一度読むように周知するのも接種対象者の情報元になります。特に一度は目を通していただくべきサーバリックスの添付文書に太枠で書かれている内容を見ていただきますと、HPV16型及び18型以外の癌原性HPV感染に起因する子宮頸がん及びその前駆病変の予防効果は確認されていないと、抗体価と長時間にわたる感染の予防効果及び子宮頸がんとその前駆病変の予防効果との相関性については現時点では明確ではないという説明記載があります。また、5-4の欄には、本来の予防効果の持続期間は確立していないとの記載もあります。

○後藤議長 阿部沙希議員。質問中ですけれども、通告の範囲を超えているように思われますので、端的に質問をしてください。

はい。当町でも令和6年度の接種人数は514名のうち349名がキャッチアップ接種対象者であり接種者は増加しています。

しかし、近隣自治体のようにアニメ冊子の配布、小児科でのパンフレット設置、複数種類の大きなポスター掲示など、子どもや保護者が自分事として理解しやすい工夫はまだ十分ではないと感じます。

子どもたちが自らの体に関わる大切な選択をする際、HPVワクチン接種を打つことに対する正しい知識を得た上で自分で決められる環境が本当に提供されているのか。子宮頸がんを予防する効果がある一方で、打っても全てのHPV感染を防げるわけではなく、がんになることもあります。既に感染しているHPVを排除することはできないこと、定期的ながん検診でいち早くがんを見つけること、そもそも打つ必要があるのかないのか、保護者と接種対象児童生徒たちがしっかりと、子宮頸がんワクチンに対する情報を知り、ワクチン添付文書をよく読んだ上で、改めて見つめ直す必要があるではないでしょうか。

ワクチンの成分についても一度は目を通して知っておくべきです。ガーダシル、サーバリックス、シルガードの主成分や主原料を見てみると、共通して金属であるアルミニウム

の化合物と免疫増強剤アジュバンドが添付物として使用されており、サーバリックスにはイラクサギンウワバ細胞由来、昆虫の蛾が使われているという記載があります。ガーダシルとシルガードは酵母由来、蛾は使われておりません。シルガードの添付文書では、国内試験や海外試験で9歳から14歳の男女に接種した試験内容、安全性についての症状や症例が事細かく記載されており、一度は確認をするべきです。

これらのこと踏まえまして質問をさせていただきます。HPVワクチンに関する情報提供や、住民の接種判断を支えるための説明体制について伺います。

現在、町はホームページや広報紙を通じて情報を発信していますが、接種対象である12歳前後の子ども本人がワクチンのメリットとリスク、さらに使用されている成分や主原料を理解した上で、自ら判断できるだけの説明が十分になされているのでしょうか。

また、接種が任意性に基づくものであることを含め、本人の意思確認をどのように確保しているのか伺います。

【答弁：町民生活部長】

阿部沙希議員御質問の子宮頸がんワクチンの任意性と明確な情報周知について、代わって御答弁申し上げます。

はじめに御質問内容の一部について、行政としての見解を述べさせていただきます。

まず、サーバリックスワクチンの添付文書の記載内容についてですが、あくまでも抗体価と長期間にわたる感染の予防効果と子宮頸がんの予防効果についての相関性であり、当然、日数が経つとともに抗体価は下がりますが、抗体価が下がることと、感染や子宮頸がん等になることとの予防効果が下がることとの相関性が明確でないということあります。

次にガーダシル、サーバリックス、シルガードの主成分や主原料に触れている部分についてですが、ガーダシル、シルガードにつきましては酵母由来となっております。サーバリックスの抗原の生成においては単独では増殖できないことから、製造段階において効率的に増殖させることができる蛾の一種であるイラクサギンウワバの幼虫細胞を用いておりますが、製品になる前の過程で精製・除去され、この製造法は既に確立された方法であり、安全性についても問題ないことが確認しております。

また、アルミニウムの化合物につきましては、免疫の働きを強めるアジュバンド、ラテン語で助けるを意味するものとして用いられております。これはワクチン効果を高めるためにアルミニウム塩を主成分とする添加物を使用することにより、不活化ワクチンなど抗原だけでは十分な免疫反応を得られない場合に、免疫の増強や持続させることによりワクチンの効果を高め、接種回数を減らすことにもつながることから、80年以上にわたり多

くのワクチンに使用されてきた実績があり、安全性が確認されているとともに、さらなる安全性に関する研究も進んでいるものであります。

次に御質問に対する御答弁ですが、子宮頸がんワクチンにつきましては、ただいま議員御説明のとおり、ホームページや広報紙を通じて情報発信をしており、また、接種対象者に対しては学校を通じて通知を配布し、特に標準的な接種年齢である中学1年生と接種対象最終年である高校1年生相当の方に対しては、直接自宅に通知を郵送するという形で個別に周知を行っております。

通知文書の内容につきましては、子宮頸がんについてやワクチンの効果、ワクチンの種類や接種方法、接種が受けられる町内医療機関、ワクチンの副反応や健康被害救済制度などについて記載された通知文書のほか、予診票と保護者に対する説明書を同封しております。本人の意思確認につきましては、通知文書にあくまでも任意である旨の記載とともに、予診票にも説明書の内容を十分理解し納得した上で接種するよう記載されております。

また、接種対象者が未成年者であることから、保護者に接種同意の署名をいただいており、家庭において話し合う機会や本人自らが判断し選択する機会を提供しているものと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：阿部 沙希 議員】

2番、阿部沙希です。再質問させていただきます。

詳しい内容で行政としての説明をしていただきまして、しっかりとお聞きいたしました上で、接種の任意性に関しましての部分でありますが、体の中に入るものがいかなるものなのかをしっかりと保護者と子どもがリスクも理解し、納得の上での選択、選択しない権利も尊重されていることが命を守る大切な部分です。副反応が出たり後遺症が残ることもあります。子どもの健康被害に関わることなので、保護者と子どもの意思尊重、納得の上での選択の機会の損失がないよう、現行の情報周知方法に加えまして、任意接種であることを視覚的、認知的な強調すること、定期接種の意味を米印などで説明文をつけるなど、任意接種と定期接種は違うものだと誤解している人たちのためにも、一文のつけ加え、色付けなど、もう少し工夫された情報提供は可能でしょうか。

【答弁：町民生活部長】

ただいまの再質問に御答弁申し上げます。

いずれにしましても、任意接種であるというのが大前提でございますので、できるだけ

周知方法の工夫に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。以上です。